

教育再生実行会議 提言の進捗状況

(平成25年6月26日現在)

第一次提言「いじめの問題等への対応について」(2月26日)

第二次提言「教育委員会制度等の在り方について」(4月15日)

第三次提言「これからの大学教育等の在り方について」(5月28日)

「いじめの問題等への対応について（第一次提言）」

| 提言のポイント | 取組の進捗状況（6月26日現在） |
|--|--|
| <div data-bbox="97 338 440 405" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">1. 道徳の教科化</div> <ul style="list-style-type: none"> ○ 教材の抜本的充実 ○ 新たな枠組みによる教科化、指導内容の充実、効果的な指導方法の明確化 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 4月4日に文部科学省において「道徳教育の充実に 関する懇談会」を開催 <ul style="list-style-type: none"> ①心のノートの全面改訂、 ②教員の指導力向上方策、 ③道徳の特性を踏まえた新たな枠組みによる教科化の 具体的な在り方 などについて検討を開始 (第1回会議：4月4日、第2回会議：4月24日、 第3回会議：5月31日、第4回会議：6月20 日) ○ 同懇談会の下に「『心のノート』改訂作業部会」を設置し、 9月中を目処に「心のノート」改訂案を作成するため検討中 |
| <div data-bbox="97 976 440 1093" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">2. いじめ対策の 法律の制定</div> <ul style="list-style-type: none"> ○ いじめに対峙して いくための基本的 理念や体制を整備 する法律の制定 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 4月11日に野党3党(民主・生活・社民)から「いじめ対策 推進基本法案」が参議院に提出 ○ 5月16日に与党から「いじめの防止等のための対策の推 進に関する法律案」が衆議院に提出 ○ 5月17日以降与野党間で実務者協議を行った結果、 6月18日に与野党6党(自民・民主・維新・公明・みんな・ 生活)から「いじめ防止対策推進法案」として新たに提出 ○ 「いじめ防止対策推進法案」は、6月20日に衆議院で、6 月21日に参議院でそれぞれ可決され、6月21日に「いじ め防止対策推進法」が成立 |
| <div data-bbox="97 1485 440 1601" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">3. 体罰禁止の徹 底</div> <ul style="list-style-type: none"> ○ 懲戒と体罰の区別 の明確化 ○ 子どもの自発的行 動を促す部活動指 導のガイドラインの 策定 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 3月13日に「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導 の徹底について」(通知)を発出 <ul style="list-style-type: none"> ・体罰の禁止の徹底 ・懲戒と体罰の区別、正当防衛と正当行為の明示 ・組織的な指導体制の構築 等 ○ 3月13日に中体連と高体連が連名で「体罰根絶宣言」を 発表、4月25日に日本体育協会等スポーツ界全体で「ス ポーツ界における暴力行為根絶宣言」を採択し発表 ○ 5月27日に運動部活動の適切な指導のための「運動部 活動での指導のガイドライン」を策定 <ul style="list-style-type: none"> ・顧問のみに任せず、学校組織全体で部活動指導 ・生徒のニーズの把握、コミュニケーションの充実、科学的 な指導法の積極的な取り入れ 等 |

「教育委員会制度等の在り方について（第二次提言）」

中央教育審議会総会 諮問文（抜粋）（4月25日）

…閣議決定に基づき内閣総理大臣が開催する教育再生実行会議において、教育委員会制度の抜本的改革等について御議論いただき、先日、改革の方向性について御提言をいただいたところであります。…

これらを踏まえ、今後の地方教育行政の在り方について諮問を行うものであります。特に、改革の方向性を踏まえた具体的実施方法や法制化に関わる事項を中心に御審議いただきたいと考えています。

具体的には、以下の点を中心に御審議をお願いいたします。

1 教育委員会制度の在り方について

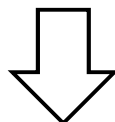
…教育再生実行会議から示された地方教育行政の責任体制を明確にするため、「首長」が任免する「教育長」を地方公共団体の教育行政の責任者とするとの改革の方向性を踏まえ、「教育長」、「教育委員会」、「首長」の法的位置付けや権限、相互の関係など教育委員会制度の見直しの具体的在り方について、御検討をお願いします。…

2 教育行政における国、都道府県、市町村の役割分担と各々の関係の在り方について

…教育再生実行会議から示された改革の方向性を踏まえ、教育行政における国の責任の果たし方、都道府県と市町村の役割と関係の在り方などについて、御検討をお願いします。…

3 学校と教育行政、保護者・地域住民との関係の在り方について

…教育再生実行会議から示された改革の方向性を踏まえ、学校と教育行政との関係の在り方、学校と保護者・地域住民との関係の在り方などについて、御検討をお願いします。…



- 5月20日に中央教育審議会「教育制度分科会」を開催
（※諮問後 第23回会議：5月20日、第24回会議：6月7日、
第25回会議：6月13日）
- 秋頃に中間とりまとめ、年内に答申、来年通常国会に法律改正案を提出
予定

「これからの大学教育等の在り方について（第三次提言）」

日本再興戦略(抜粋)(平成25年6月14日閣議決定)

第Ⅱ. 3つのアクションプラン

一. 日本産業再興プラン

2. 雇用制度改革・人材力の強化

経済のグローバル化や少子高齢化の中で、今後、経済を新たな成長軌道に乗せるためには、人材こそが我が国の最大の資源であるという認識に立って、働き手の数(量)の確保と労働生産性(質)の向上の実現に向けた思い切った政策を、その目標・期限とともに具体化する必要がある。

このため、少子化対策に直ちに取り組むと同時に、20歳から64歳までの就業率を現在の75%から2020年までに80%とすることを目標として掲げ、世界水準の高等教育や失業なき労働移動の実現を進める一方で、若者・女性・高齢者等の活躍の機会を拡大する。これにより、全ての人材が能力を高め、その能力を存分に発揮できる「全員参加の社会」を構築する。

③多様な働き方の実現

○研究者等への労働契約法をめぐる課題に関する検討

・労働契約法の若手研究者のキャリア形成に対する影響を懸念する指摘もあることから、研究現場の実態を踏まえ、研究者等のキャリアパス、大学における人事労務管理の在り方など労働契約法をめぐる課題について関係省が連携して直ちに検討を開始し、1年を目途に可能な限り早急に結論を得て、必要な措置を講ずる。

⑤若年・高齢者等の活躍推進

○若者の活躍推進

・インターンシップに参加する学生の数の目標設定を行った上で、地域の大学等と産業界との調整を行う仕組みを構築し、インターンシップ、地元企業の研究、マッチングの機会の拡充を始め、キャリア教育から就職まで一貫して支援する体制を強化する。また、関係団体等の意見を踏まえつつ、インターンシップの活用の重要性等を周知し、その推進を図る。さらに、若者等が経済状況にかかわらず大学等で学ぶことができるよう、奨学金制度を充実する。

・学修時間の確保、留学等促進のための、2015年度卒業・修了予定者からの就職・採用活動開始時期変更(広報活動は卒業・修了年度に入る直前の3月1日以降に開始し、その後の採用選考活動については、卒業・修了年度の8月1日以降に開始)について、中小企業の魅力発信等、円滑な実施に向けた取組を行う。

・大学、大学院、専門学校等が産業界と協働して、高度な人材や中核的な人材の育成等を行うオーダーメイド型の職業教育プログラムを新たに開発・実施するとともに、プログラム履修者への支援を行うなど、社会人の学び直しを推進する。また、高等専門学校について、地域や産業界との連携を深めつつ、社会や企業のニーズを踏まえた学科再編などを促進する。また、若者等の学び直しの支援のための奨学金制度の弾力的運用や雇用保険制度の見直し等を行う。

⑥大学改革

大学改革全般に関する「教育再生実行会議」の提言を踏まえつつ、国立大学について、産業競争力強化の観点から、グローバル化による世界トップレベルの教育の実現、産学連携、イノベーション人材育成、若手・外国人研究者の活用拡大等を目指す。このため、大学評価システムの構築、大学や学部の枠を越えた教員ポスト・予算等の資源再配分及び組織再編、大学内の資源配分の可視化、外国人研究者の大量採用、年俸制の本格導入、企業等の外部からの資金を活用した混合給与などの人事給与システムの改革、運営費交付金の戦略的・重点的配分の拡充に直ちに着手する。今後3年間で大胆で先駆的な改革を後押しして改革を加速し、第3期中期目標期間(2016年度から)開始までに改革を完成させる具体的・包括的な改革プランを早急に取りまとめる。

また、必要な制度の見直しを行い、世界と競う「スーパーグローバル大学(仮称)」を創設する。今後10年間で世界大学ランキングトップ100に我が国の大学が10校以上入ることを目指す。

○人材・教育システムのグローバル化による世界トップレベル大学群の形成

・人材・教育システムのグローバル化、英語による授業拡大など、積極的に改革を進める大学への支援の重点化に直ちに着手する。

○イノベーション機能の抜本強化と理工系人材の育成

・産業界との対話を進め、今年度内に、教育の充実と質保証や理工系人材の確保を内容とする理工系人材育成戦略を策定し、「産学官円卓会議(仮称)」を新たに設置して同戦略を推進する。

・今後10年間で20以上の大学発新産業創出を目指し、国立大学のイノベーション機能を強化するため、国立大学による大学発ベンチャー支援ファンド等への出資を可能とする。このため、所要の法案を速やかに国会に提出する。

○人事給与システム改革による優秀な若手及び外国人研究者の活躍の場の拡大

・今後3年間で、国立大学における1,500人程度の若手及び外国人研究者の常勤ポストの提示を目指し、年俸制の本格導入や企業等の外部からの資金を活用した混合給与の導入に直ちに着手する。

○大学改革を支える基盤強化

・国立大学法人評価委員会等の体制を強化し、大学改革の進捗状況をきめ細かくフォローする。

・教授会の役割を明確化するとともに、部局長の職務や理事会・役員会の機能の見直し、監事の業務監査機能強化等について、学校教育法等の法令改正の検討や学内規定の見直しも含め、抜本的なガバナンス改革を行うこととし、所要の法案を次期通常国会に提出する。

・教員ポスト・予算等の大学内の資源配分の可視化、運営費交付金の戦略的・重点的配分の拡大に直ちにに取り組む。さらに、2016年度から新たな評価指標を確立し、運営費交付金のあり方を抜本的に見直す。

⑦グローバル化等に対応する人材力の強化

世界に勝てる真のグローバル人材を育てるため、「教育再生実行会議」の提言を踏まえつつ、国際的な英語試験の活用、意欲と能力のある若者全員への留学機会の付与、及びグローバル化に対応した教育を牽引する学校群の形成を図ることにより、2020年までに日本人留学生を6万人(2010年)から12万人へ倍増させる。優秀な外国人留学生についても、2012年の14万人から2020年までに30万人に倍増させること(「留学生30万人計画」の実現)を目指す。

また、産業構造の変化に対応した学び直し等の機会を拡大する。

○国家公務員試験や大学入試等へのTOEFL等の活用

・2015年度の国家公務員総合職試験から、外部英語試験を導入するとともに、大学入試や卒業認定へのTOEFL等の活用を促進する。

○意欲と能力のある若者全員への留学機会の付与

・高校・大学等における留学機会を、将来グローバルに活躍する意欲と能力のある若者全員に与えるため、留学生の経済的負担を軽減するための寄附促進、給付を含む官民が協力した新たな仕組みを創設する。また、支援策と併せて、姉妹校締結や海外の大学と単位互換の取組等、大学の教育環境整備を進めるなど、必要な措置をパッケージとして講ずるための具体策を8月末までに検討を進め結論を得た上で、概算要求等に反映させる。

・就職・採用活動開始時期変更【再掲】を行うほか、多様な体験活動の促進に資する秋季入学に向けた環境整備を行う。

・留学機会の確保と併せ、優秀な外国人留学生獲得のための海外の重点地域を選定し、大学等の海外拠点の強化や支援の充実による戦略的な外国人留学生の確保を推進するとともに、留学経験者の把握等ネットワークを強化するなど、優秀な外国人留学生の受入れを促進する。

○グローバル化に対応した教育を牽引する学校群の形成

・グローバル・リーダーを育てる教育を行う新しいタイプの高校(「スーパーグローバルハイスクール(仮称)」)を創設する。

・一部日本語による国際バカロレアの教育プログラムの開発・導入等を通じ、国際バカロレア認定校等の大幅な増加を目指す(2018年までに200校)。

○初等中等教育段階からの英語教育の強化

・小学校5、6年生における外国語活動の成果を今年度中に検証するとともに、小学校における英語教育実施学年の早期化、指導時間増、教科化、指導体制の在り方等や、中学校における英語による英語授業の実施について、今年度から検討を開始し、逐次必要な見直しを行う。

○産業界のニーズに対応した学び直し機会の拡大

・社会人の学び直し支援を実施する【再掲】。

3. 科学技術イノベーションの推進

⑤研究支援人材のための資金確保

研究者が研究に没頭し、成果を出せるよう、研究大学強化促進事業等の施策を推進し、リサーチアドミニストレータ等の研究支援人材を着実に配置する。

また、大学等における研究支援人材の確保に向けた自主的な取組を促すとともに、競争性を有する研究資金の制度において、間接経費30%の確保に努める。さらに、長期的・安定的に研究支援人材を確保するため、人材の類型化や専門的な職種としての確立、全国的なネットワーク化等を産学官の連携の下で取り組む。

これらの方策について、本年8月末までに検討を進め結論を得た上で、概算要求等に反映させる。

5. 立地競争力の更なる強化

④都市の競争力向上

○「国家戦略特区」の活用等による国際都市に向けた環境整備

・国際的な企業活動に関わる一定の地域において、海外からの優れた人材が快適に生活できるよう外国人向け医療施設や教育機関の充実などの環境整備を促進する。

中短期工程表 「雇用制度改革・人材力の強化」

| | 2013年度 | 2014年度 | 2015年度 | 2016年度～ | KPI | | |
|--|------------------------------------|---|-----------------------|----------------------------|---|--|------|
| | 概算要求 税制改正要望等 | 秋 | 年末 | 通常国会 | | | |
| 大学改革 | 人材・教育システムのグローバル化による世界トップレベルの大学群の形成 | | | | 総合的な大学改革の推進 国立大学における新たな中期目標期間の改革推進 | ・今後10年間で世界大学ランキングトップ100に我が国の大学10校以上が入ることを目指す。 ・10年で20以上の大学発新産業創出を目指す。 ・3年間で1500人程度の若手・外国人への常勤ポストの提示を目指す。 | |
| | 理工系人材育成戦略の策定、産学官円卓会議(仮称)の設置 | | 理工系人材育成戦略の実施 | | | | |
| | 大学のガバナンス改革のための法案の提出・施行準備 | | | | | | |
| | 国立大学のイノベーション機能強化のための法案の準備・提出・施行準備 | | 国立大学改革の進捗につき順次フォロー | | | | |
| | 年俸制の本格導入や学外機関との混合給与の導入促進(順次実施) | | | | | | |
| | 国立大学法人評価委員会等の体制の強化 | | 各国立大学の第3期中期目標・中期計画の策定 | | | | |
| | 国立大学改革を完成させる具体的・包括的な改革プランの策定 | | 新たな評価指標の策定 | | | | |
| | 運営費交付金の戦略的・重点的配分 | | | | | | |
| | | | 運営費交付金のあり方の抜本的見直し | | | | |
| | グローバル化等に対応する人材力の強化 | 国家公務員総合職試験への外部英語試験導入方法の決定 | | 導入準備期間 | | | 導入開始 |
| 日本人留学生の経済的負担を軽減するための官民が協力した新たな仕組みづくり等(概算要求、税制改正要望等) | | 海外留学の支援の実施 | | | | 2020年 ・海外への大学生等の留学を6万人から12万人に倍増 | |
| (再掲)2015年度卒業生からの就職・採用活動開始時期変更に向けた支援策のための調整(概算要求等) | | (再掲)2015年度卒業生に対する支援策の実施 (再掲)2015年度卒業生の採用選考活動開始 | | | | | |
| 優秀な外国人学生獲得のための重点地域選定 | | ワンストップで留学を可能とする海外拠点整備、宿舍整備等の生活支援や就職支援の充実・強化、国費留学生制度の強化、外国人留学生のネットワーク強化等 | | | | ・外国人留学生の受入れを14万人から30万人に倍増 | |
| スーパーグローバルハイスクール(仮称)の実施に向けた制度創設の検討、概算要求等 | | 対象校の指定開始、教育課程の特例制度の創設等 | | 取組推進 | | 2017年 ・英語教員の英語力強化(TOEFL iBT 80程度等以上 中学校:28%から50%、高校52%から75%) | |
| 一部日本語による国際バカロレアの教育プログラム(日本語DP)の開発・導入 | | | | 日本語DPによる国際バカロレア候補校の申請・認定手続 | | 2018年 ・国際バカロレア認定校(現在16校)等を200校 | |
| 小・中・高等学校における英語教育の強化、小学校5、6年生における外国語活動の成果の検証 | | 日本語DP認定校で授業開始 | | | | | |
| 小学校の英語学習実施学年早期化、指導時間増、教科化、指導体制のあり方等、中学校における英語による英語授業の検討、現職教員への英語研修強化、採用におけるTOEFL等の外部試験活用促進 | | | | | | | |
| (再掲)産業界と協働したオーダーメイド型プログラムの開発・実施に向けた調整(概算要求等) | | (再掲)産業界と協働したオーダーメイド型プログラムの開発・実施 | | | | ・大学・専門学校等での社会人受講者数を5年で24万人(現在12万人) | |
| サービス産業生産性協会の再構築(2014年度中に、活動参加企業数を10倍に拡大)、人材育成・経営支援の推進 | | | | | | | |

第2章 強い日本、強い経済、豊かで安全・安心な生活の実現

1. 「日本再興戦略」の基本設計

(1)生産性の向上を生む科学技術イノベーションなどの基盤強化(日本産業再興プラン)

② 人材活用と人材育成の強化

経済を新たな成長軌道に乗せるためには、人材こそが我が国の最大の資源であるという認識に立ち、生産従事者中心から、高度知識集約型の人材や、多様な働き方を必要とするサービス業などの人材に対するニーズなどが高まっていることを踏まえ、雇用や教育のシステムの見直しを行い、全ての人材が持てる限りの能力を活かせるよう環境整備を進める。特に、女性、若者、高齢者、障害者等の活躍の機会の拡大、我が国のグローバル人材の育成と高度外国人材の活用、ワーク・ライフ・バランスの更なる推進等に取り組む。

③ 科学技術イノベーションの促進等

「科学技術創造立国」の下、その力を復活させるため、総合科学技術会議の司令塔機能を強化し、戦略分野にメリハリをつけて政策資源を投入することなど「日本再興戦略」の実現にとって鍵となる「科学技術イノベーション総合戦略」を着実に推進する。研究開発法人については、関係府省が一体となって、独立行政法人全体の制度・組織の見直しを踏まえつつ、研究開発の特性を踏まえた世界最高水準の法人運営を可能とする新たな制度を創設する。研究開発を推進するとともに、その成果を実用化し、市場獲得につなげるため、知的財産戦略や標準化戦略を推進することにより、世界最高の「知的財産立国」を目指す。新たなIT戦略を精力的に推進し、規制改革の徹底と基盤整備を進め、世界最高水準のIT利活用社会の実現を図り、ITを活用した民主導のイノベーションを活性化する。

また、基礎研究を含めた科学技術イノベーションを担う人材の育成は、我が国の発展の礎であり、多様な場で活躍できる人材、独創的で優れた研究者の養成を進めることが必要である。このため、研究者のキャリアパスの整備、女性研究者の活躍の促進、次代を担う人材の育成などの取組を進める。

3. 教育等を通じた能力・個性を発揮するための基盤強化

(1) 教育再生の推進と文化・スポーツの振興

(教育再生)

「教育基本法」の理念をはじめ、教育再生実行会議の提言を踏まえつつ、第2期教育振興基本計画等に基づき、人材養成のための施策を総合的に行い、教育再生を実行する。

世界トップレベルの学力の達成等に向け、英語教育・理数教育・ICT教育・道徳教育・特別支援教育の強化など社会を生き抜く力の養成を行う。意欲と能力に富む若者の留学環境の整備や大学の国際化によるグローバル化等に対応する人材力の強化や高度外国人材の活用、ガバナンスの強化による大学改革とその教育研究基盤の確立を通じた教育研究の活性化など、未来への飛躍を実現する人材の養成を行う。就学支援を行うとともに高校無償化制度の見直しを行う。幼児教育の無償化に向けた取組を財源を確保しながら段階的に進める。

その際、少子化の進展も踏まえエビデンスに基づき効果的・効率的に施策を進め、PDC Aを確実に実施する。

(4) 若者・高齢者等の活躍推進、セーフティネットの整備

大学等の就職活動システムの見直し、民間の知恵を活用したキャリア教育充実、中小企業・小規模事業者の魅力発信、企業ニーズに即した社会人の学び直し、ハローワークにおける積極的民間活用、起業しようとする若者への支援等により、若者の活躍を推進する。

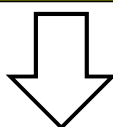
行き過ぎた雇用維持型から労働移動支援型への大胆な政策転換、民間人材ビジネスの活用等により、成熟分野から成長分野に失業なき労働移動を進める。

また、中小企業・小規模事業者への支援を図りつつ最低賃金引上げに努めるほか、柔軟で多様な働き方が可能となる制度見直し、産業構造の変化に伴う学び直しの拡大や教育内容の見直し、民間人材ビジネスの活用によるマッチング機能の強化等を進める。

これらの取組等により、若者、高齢者等、国民一人ひとりが自分の能力を最大限発揮できる職に就けるようにするなど、その活躍を推進する。

自助・自立を第一に、共助と公助を組み合わせ、障害者を含め弱い立場の者には必要なセーフティネットを整備することで、自立できる安心を提供し、意欲ある全ての人々が就労などにより社会参加できる環境を整備する。

日本再興戦略、経済財政運営と改革の基本方針ともに



- 財政支援の必要なものは、今後、平成26年度概算要求に反映予定
- 法令改正の必要なものは、中央教育審議会等で審議予定